

質問（意見）の内容		回答
保育教諭の確保について	1 公立の保育教諭不足の理由により公私連携園に移行するということですが、 <u>全体的に不足している中で、移行した際に、民間での確保は本当にできるのでしょうか。</u>	<p>公立園の現状として、在り方計画策定時の正職員の充足率が53%となっており、県が法人の指導監査時に求める基準（60%以上）を満たしておりません。また、西崎こども園の3歳児クラスを開けるため、結果として喜屋武、真壁、兼城の3つの公立こども園では、令和2年度より0歳児の受け入れができておりません。</p> <p>そのような状況の中、保育教諭不足については公立だけでなく、民間でもございますが、<u>公立の場合、糸満市全体の職員定数と関連しており、簡単に正職員数を増やすことができません。また、正職員とは別に会計年度任用職員を募集しておりますが、応募する方が少ない状況です。</u></p> <p><u>一方、民間では柔軟に対応できる部分があります。定数等の縛りがなかったり、民間のみにある正職員を採用する際の補助金など、その他様々な仕組みがあって、そういった部分でカバーできるのではないかと考えています。</u>実際に糸満市の民間保育施設は、他と比べて集めている方だと感じます。</p>
在り方に計画策定の	2 公私連携園へ移行する一番の大きな理由は、職員不足が原因ですか。	<p>計画策定の経緯として、平成30年度に潮平こども園が、保育教諭不足および申込者数が定員の半分以上の状態であり、子ども達の教育に悪い影響を及ぼす可能性があったことから、翌年の令和元年度に休園することになりました。</p> <p>西崎こども園については、令和元年度に保育教諭不足の影響で3歳児クラスを閉めたことにより、小規模保育事業所との連携を切ることになりました。</p> <p>このような点から、課題を解決する為にはどのような対応が良いのかを整理し、それを解消するための計画を策定したということです。</p> <p>そう言ったことから、集約すれば、どうか改善できるのではと考えております。</p>
移行案について	3 移行案1、案2の移行時期について、令和6年4月より早まることもありますか。	<p>時期については最短の計画となっており、最低でも1つの園はその時期に移行したいと考えております。例えば案2について、どの園が選ばれるかわからない為、改修が必要な園だった場合、時間がかかります。その時は、確実に令和6年4月に移行できないので、それで最短という説明になります。</p>
公立園いと公私連携園の	4 <u>仮に喜屋武こども園が公私連携園に移行した場合、こういったことが変更になりますか。例えば、先生方とか園の行事とかどう変わりますか。</u>	<p><u>移行後は運営自体が入り替わりますので、先生方も最終的には入れ替わります。</u></p> <p><u>ただし、引継ぎ期間を最低でも半年ほど設けたいと考えております。</u>光洋こども園の移行時には、3か月の引継ぎ期間を設けて、引継先から何名かの保育教諭を当時の光洋幼稚園に来ていただき、一緒に子ども達と触れ合いながら準備してきました。しかしながら、計画策定時の地域説明会では、「3か月よりはもう少しあった方が良さ」というご意見があったことから、半年程度は必要と考えております。</p> <p><u>行事等は多少の変化はあるかと思いますが、今やっていることは基本的に同じように進めていくと考えております。</u></p> <p><u>教育・保育の部分については、公募条件の中でも大幅な変更は禁止しており、相手方と協定を結ぶ際にも同じような話がされます。ただし、保護者の同意を得た内容変更は可能です。</u></p>